

○東京藝術大学ラーニングコモンズ利用規則

平成31年4月18日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学ラーニングコモンズ規則第7条の規定に基づき、東京藝術大学ラーニングコモンズ（以下「ラーニングコモンズ」という。）の利用その他必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 ラーニングコモンズを利用することができる者は、東京藝術大学附属図書館利用規則第5条に定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第3条 ラーニングコモンズの休館日及び開館時間は、東京藝術大学附属図書館利用規則第3条及び第4条に定める日時とする。

(利用の範囲)

第4条 ラーニングコモンズを利用することのできる範囲は、次の各号に掲げるものであって、図書館業務の妨げにならないものとする。

(1) 本学学生の自主的な学習及び活動の発展を推進するもの

(2) 本学学生、教職員を対象として、図書を活用して行う教育・研究活動

(3) 附属図書館長が適当と認める場合で、ラーニングコモンズ運営委員会（以下「運営委員会」という。）で審議し、利用を許可された活動

(予約利用)

第5条 ラーニングコモンズを予約することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本学の学生（非正規生を除く。）

(2) 本学の学生が主体となる活動を企画する本学教職員

(3) 附属図書館長が適当と認める場合で、運営委員会で審議し、利用を許可された者

(予約可能な期間)

第6条 予約利用ができる期間は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第3条に規定する開館時間内（土曜日を除く。）において、最大2時間

(2) 附属図書館長が適当と認める場合で、運営委員会で審議し、利用を許可された期間

(予約手続き及び許可)

第7条 ラーニングコモンズを予約利用しようとする者は、あらかじめ、所

定の期日までに利用申込書を附属図書館事務部に提出し、許可を受けなければならない。

(利用上の義務)

第8条 利用者は、利用許可に付された条件に従い、施設及び設備を常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、ラーニングコモنزの利用に際し、関係法令及びこの規程その他本学の諸規程を遵守しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第9条 ラーニングコモنزを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許可を受けた利用目的以外に利用しないこと。

(2) 他者に転貸しないこと。

(3) 利用時は、周囲の迷惑にならないよう注意すること。

(4) 室内の施設の変更、備品の移動、持ち出し等は、附属図書館が別に定める規則により行うこと。

(5) 掲示、その他これらに類するものは、所定の場所以外では行わないこと。

(6) 利用後は、室内の整理、整頓を行うこと。

(利用禁止)

第10条 附属図書館長は、利用者が前条に規定する遵守事項に違反する行為があると認めるときは、利用許可を取消し、又はその利用を中止させることができる。

2 前項の規定による利用許可の取消し、又は利用の中止により利用者が受けた損害については、本学は、その責を一切負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者が故意又は過失によりラーニングコモنزの施設、設備等を損壊若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第12条 ラーニングコモنزの利用に関する庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、ラーニングコモنزの利用に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月18日から施行する。